

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名 矢島 (筆名 矢嶋) 泉

本論文は、『古事記』の文字表記のありかたを精査することにより、そこに終始、読み手の読解に向けた配慮が行き届いていることを確認し、さらには現行の本文が太安万侶による一元的な編纂の結果と見て間違いなく、それゆえに資料の複数次の整理の跡がなお不統一のままに残されているとする、今日やや通念化しつつある多元的な編纂を主張する論が明らかな誤りであることを、具体的に論証したものである。

本論文は、序章「統一と不統一と」、第一章「古事記研究史のひずみ」、第二章「記述のしくみ」、第三章「記述の様態」、終章「古事記論の可能性」の全五章十二節からなる。

序章は、『古事記』の本文が、一貫性を欠くかに見えるが、それを不統一・未整理の結果と捉えるのは、検証を経ない主観的な評価に過ぎないことを述べる。

第一章は、本論文の考察の前提となる三つの問題を明らかにしている。すなわち、①本居宣長の二元的な記紀観(国風対漢風)が、戦略的な思考に基づくものに過ぎず、これに安易に従うべきではないこと、②上表文の形式であるがゆえに偽書の疑いの絶えない『古事記』序文は、安万侶の筆と見て誤らないこと、③『古事記』の歴史叙述の基本は、むしろ非物語的要素によって形作られる皇位継承史にあることを指摘する。とくに、②は上表文の形式による序文が、漢籍の世界(朝鮮半島の文献も含む)では必ずしも異例でないことを具体的に明らかにしており、偽書説の根拠の一つを打破した意味はまことに大きい。

第二章は、第三章とともに本論文の中心となるが、安万侶の本文記述の方針、すなわち正訓字を基本とするそのありかたを確認した上で、そこに音仮名を交用させる条件を仔細に検討する。さらに、使用が顕著な音仮名字母(主用仮名)と使用が比較的少ない音仮名字母(非主用仮名)を取り上げ、それらが一音節一字母ではなく複数字母が使用(複用)されているその状況について、徹底した考察を加えている。論者によっては、仮名字母の複用が、しばしば不統一と見なされ、多元的な編纂を主張する根拠の一つとされるのだが、本論文は、そうした複用が主用仮名、非主用仮名を問わず、基本的に読み手の文字列の読解に資する意義を持っていることを、個々の事例に即して逐一検証しており、安万侶による一元的な編纂を疑うべきでないことを説得的に示している。

第三章は、これも従来、不統一・非一貫性が認められるとして、安万侶の注記であることが疑われてきた訓注や以音注(音で読むことを指示する注記)の「下効しもこれにならへ此」の注記が、『古事記』の施注原理と少しも矛盾のないことを明らかにし、また以音注の多様なありかたも文字テキストの条件に応じた措置の現れであるとして、やはり安万侶による一元的な施注と見てよいことを説いている。さらに、接続語の頻用、指示語の多用が、これも従来、口誦性の残存と解釈されてきたことに対して、前者が漢文訓読語の影響下にあること、また後者が文字テキストに即して理解することが十分に可能であることを説いて、安易に口誦性の次元に回収すべきでないことを論じている。これまたきわめて説得的である。

終章は、全体のまとめであり、統合体としてある『古事記』の文字テキストのありかたそのものが、安万侶による「明確な意図をもった編集作業の跡」を示していると結論づけている。

本論文は、本文の不統一を説き、多元的な編纂を主張して、いたずらに複数の原資料に解体するような従来論に対する、緻密な検証に基づく正面からの反論であり、なお異論の余地は残るにせよ、『古事記』の基礎研究における画期的な成果として高く評価することができる。よって審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位に値するとの結論に達した。